

亀山市公告第85号

消防法による命令の公告（危険物施設用）

製造所等の所在地 亀山市関町木崎58番地
製造所等の名称 有限会社 伊藤工業
命令を受けた者の氏名 伊藤 嘉彦

この製造所等は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項違反と認め
るので、同法第16条の6第1項の規定に基づき下記のとおり命令した。

記

命令事項

令和3年10月22日までに上記対象物で貯蔵及び取扱いをしている危険物を指定
数量未満になるよう除去すること。

令和3年10月15日

亀山市長 櫻井 義之